

福島市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 福島市地域見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）は、福島市、地域包括支援センター、民生委員、協力団体、協力事業所及び協力機関により構成される地域見守りネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が、高齢者、障がい者、子ども等の地域住民の見守り支援を行うことで、日常生活における異変を早期発見及び早期対応し、人の生命、身体又は財産の保護に向けた連絡体制を強化することにより、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センター 介護保険法第115条の45に規定する地域包括支援センターをいう。
- (2) 民生委員 民生委員法及び児童福祉法に定められた民生委員、児童委員及び主任児童委員をいう。
- (3) 協力団体 事業の趣旨に賛同し、市と協定を締結した町内会及び自治会、老人クラブ、消防団並びにボランティア団体その他市長が認めるもの
- (4) 協力事業所 事業の趣旨に賛同し、市と協定を締結した農業協同組合、生活協同組合、金融機関、電気及びガス会社、水道事業所、郵便事業所及び宅配事業所、小売販売事業所、新聞配達店及び乳飲料等配達店並びに介護事業所その他市長が認めるもの
- (5) 協力機関 事業の趣旨に賛同し、市と協定を締結した医療機関、薬局及び社会福祉協議会その他市長が認めるもの
- (6) 見守り支援 地域住民の日常生活における異変の有無について注意を払うことをいう。
- (7) 異変 人の生命、身体又は財産が脅かされている可能性がある状況のことをいう。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、福島市とし、事務局は長寿福祉課に置くものとする。

(ネットワークの構成及び構成員の役割)

第4条 ネットワークの構成及び構成員の役割は、別に締結する福島市地域見守りネットワーク協定書によるものとする。

(ネットワーク事業登録)

第5条 当該事業協定締結時、福島市地域見守りネットワーク事業登録台帳（第1号様式）に基づき、協力団体、協力事業所及び協力機関の登録を行う。

(ネットワーク構成員の公表)

第6条 当該事業協定を締結したものについては、福島市ホームページ上において公表するものとする。

(協定締結者への登録証の交付)

第7条 当該事業協定を締結した第2条第3号、第4号及び第5号に規定する協力団体等には、別紙のとおり、登録証を交付する。なお、登録証には福島市観光PRキャラクターももりん（以下「ロゴマーク」という。）を使用するものとする。

(ロゴマークの使用申請)

第8条 ネットワーク構成員が、ロゴマークを使用し見守りにかかる目印等を作成する際には、一般社団法人福島市観光コンベンション協会を經由して使用申請を行い、市の承認を得るものとする。

2 前項の承認にかかる費用は、使用申請者が負担するものとする。

(協定締結者の義務)

第9条 協定締結者及び協定締結者であった者は、見守り支援を行う上で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

ただし、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第2号の規定により、人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ない場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。